

検討整理票 (平成 25 年 11 月 8 日版)

項目	論 点
1 公共的施設における措置 (第 9 条関係)	<p>第 2 種施設における「分煙」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、「禁煙」とすべきか。 ・ 事業者の経済的影響や喫煙する利用者に配慮し、引き続き「分煙」を認めるべきか。
2 特例第 2 種施設 (第 21 条関係)	<p>「特例」適用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、「特例」は廃止すべきか。 ・ 事業者の経済的影響や物理的状況、喫煙する利用者に配慮し、引き続き「特例」を認めるべきか。
3 表示 (第 15 条関係)	<p>表示義務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の施設選択に資するため、喫煙可能表示を条例で規定すべきか。 ・ 施設のイメージにあった表示ができるようにするため、独自デザインの表示を条例で認めるべきか。 ・ 事業者の自主的な取組みに期待し、表示は施設の判断に任せるべきか。
4 罰則 (第 23 条関係)	<p>罰則規定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より規制の実効性を確保するため、罰則を強化すべきか。 ・ 施行状況を鑑み、罰則を弱化又は廃止すべきか。
5 条例の対象施設 (第 2 条関係)	<p>条例の対象施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、たばこの煙が拡散される「屋外」も対象とすべきか。 ・ 国が労働安全衛生の観点で取組みを進めているが、受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、「職場」も対象とすべきか。
6 未成年者の保護 (第 4 条、第 13 条関係)	<p>未成年者の喫煙区域等への立ち入り制限の例外規定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者の保護をより徹底するため、業務に従事する未成年者の適用除外を廃止すべきか。 ・ 未成年者の雇用に対する影響に配慮し、引き続き、業務に従事する未成年者は適用除外とすべきか。

項目	論 点
7 そ の 他	<p>(1) 受動喫煙の定義 (第2条関係)</p> <p>「受動喫煙」の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙による全ての県民の健康影響を防止するため、喫煙者やたばこの煙にさらされることに合意した非喫煙者の受動喫煙を含めるべきか。 ・ 無煙たばこそのものや、使用者の呼気から発生する有害物質が県民の健康に影響をもたらす可能性があるため、無煙たばこによる受動喫煙を含めるべきか。
	<p>(2) 分煙基準 (第11条、施行規則第4条関係)</p> <p>分煙基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙による県民の健康影響を完全に防止することができる基準とするよう、分煙基準を見直すべきか。 ・ 現行の国が示した基準に基づいたものであるため、引き続き、現在の分煙基準とするか。

項目	1 公共的施設における措置（第9条関係）
現行の内容	<p>学校、病院、物品販売店、官公庁施設等の「第1種施設」は、特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として「禁煙」を義務づけている。</p> <p>飲食店、宿泊施設等の「第2種施設」は、受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として、「禁煙」または「分煙」を義務づけている。</p>
条例制定時の 県の考え方	<p>第2種施設について</p> <p>受動喫煙を避ける意思があれば、その施設を利用しないことができる施設（代替性が高い施設）、受動喫煙の健康リスクが相対的に低い者が主に利用する施設（大人向けの施設）を第2種施設として、禁煙の措置を一律に講ずることによって事業者が受ける経済的影響や喫煙者の自由に配慮し、分煙を選択することを認めている。〔解説18ページ〕</p> <p>分煙について</p> <p>分煙の措置により設けられた喫煙禁止区域の利用者が、その利用から終了までの間、たばこの煙にさらされてはならないため、共同利用区域（出入口、廊下、トイレ等）はすべて喫煙禁止区域とし、役務提供区域を喫煙区域と喫煙禁止区域とに分割することとしている。〔解説9ページ〕</p> <p>たばこ規制枠組条約のガイドライン等では、分煙によって非喫煙者の受動喫煙を防ぐことはできないとされ、県の基本的認識もこの見解に沿うものだが、次の理由から、条例では分煙を認めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例による規制を円滑に実施し、その早期の定着を図るには、<u>事業者に一定の配慮を示す必要があること。</u> ・ 分煙では、たばこの煙の喫煙禁止区域への流出を完全に防ぐことはできないが、現在のところ、<u>環境中たばこ煙（ETS）への少量の曝露による個別的な健康被害との因果関係を認める司法判断が示されておらず、また、社会的な評価も、分煙を受動喫煙防止対策として認める現状にあるため、喫煙者に対して一定の配慮を示す必要があること。</u> <p>〔解説10ページ〕</p>
関連する 県の取組み 〔詳細は前回参考 資料2参照〕	<p>県民への条例の周知、健康影響についての普及啓発〔1ページ〕</p> <p>イベント・キャンペーンによる普及啓発、広報媒体による普及啓発、民間との連携による普及啓発</p> <p>事業者への条例の周知・徹底〔3ページ〕</p> <p>条例対象施設への戸別訪問、通報への対応、事業者向け説明会</p> <p>事業者支援〔4ページ〕</p> <p>分煙技術アドバイザーの派遣、分煙技術相談会の開催、融資・利子補給制度</p>

論点	<p>第2種施設における「分煙」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、「禁煙」とすべきか。 ・ 事業者の経済的影響や喫煙する利用者に配慮し、引き続き「分煙」を認めるべきか。
県民意識調査・ 施設調査の結果	<p>県民や施設管理者の期待</p> <p>第2種施設も禁煙にすべきとする県民 15.8%、第2種施設(特2施設除く)7.2%。〔前回資料2-18〕</p> <p>第2種施設も努力義務とすべきとする県民 2.6%、第2種施設(特2施設除く)6.2%。〔前回資料2-19〕</p> <p>現状 施設の条例への対応状況、県民の受動喫煙の遭遇機会</p> <p>条例対応の第2種施設(特2施設除く)は禁煙 60.2%、分煙は 6.8%。〔前回資料2-7〕</p> <p>県民が飲食店(特2施設除く)で受動喫煙に「あった」63.6%、「あわなかった」36.4%。〔前回資料2-6〕</p> <p>県民が宿泊施設(特2施設除く)で受動喫煙に「あった」36.4%、「あわなかった」63.6%。〔前回資料2-6〕</p> <p>県民の印象・行動 お店の数、利用回数</p> <p>禁煙や分煙のお店が「増えた」とする県民 73.0%。〔前回資料2-9〕</p> <p>禁煙や分煙のお店の「利用回数が増えた」とする県民 38.1%、「変わらない」44.2%、「わからない」10.1%。〔前回資料2-11〕</p> <p>施設管理者の印象 利用客の来店、反応</p> <p>第2種施設(特2施設除く)において、<u>たばこを吸わない利用客の来店が「増えた」14.2%、「変わらない」55.0%、「わからない」22.2%。</u>〔前回資料2-12〕</p> <p>第2種施設(特2施設除く)において、<u>たばこを吸わない利用客の反応が「良い」又は「どちらかというが良い」62.1%。</u>〔前回資料2-14〕</p> <p>第2種施設(特2施設除く)において、<u>たばこを吸う利用客の来店が「減った」21.3%、「変わらない」50.3%、「わからない」21.3%</u>〔前回資料2-13〕</p> <p>第2種施設(特2施設除く)において、<u>たばこを吸う利用客の反応が「良くない」又は「どちらかという良くない」36.4%</u>〔前回資料2-15〕</p> <p>施設管理者の懸念 対策に取り組む上での課題</p> <p>第2種施設(特2施設除く)において受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は、<u>スペースや構造 35.3%、費用 31.2%、なし 26.1%、利用客や売上の減少 24.5%、利用客とのトラブル増加 15.9%</u>の順。〔前回資料2-16〕</p>

	禁煙にすべき	分煙を認めるべき
<p>参考人・事業者団体等の意見</p> <p>参考人の意見 事業者団体等の意見</p>	<p>WHO が FCTC に準じて作成した政策勧告等から、屋内は全面禁煙が最も大事である。</p> <p>分煙選択を廃止する方向で努力を重ねてほしい。〔教育施設(16)〕</p> <p>禁煙施設をもっと拡大して、受動喫煙防止対策を行うべき。〔官公庁施設(34)〕</p>	<p>分煙は施設にとって、生計を維持する為の必要な投資。</p> <p>県民の健康と経済影響の双方を総合的に判断し、条例の現状維持を望む。〔飲食・遊興店(61)〕</p> <p>現行の条例では喫煙者、非喫煙者双方の要望に即したバランスの取れたアプローチが取られており、全面的に支持する。〔たばこ製造販売(68)〕</p>
<p>社会情勢等</p>	<p>健康増進法では、多数の者が利用する施設について、受動喫煙防止対策を努力義務としている。</p> <p>厚労省健康局長通知(H22.2.25)では、多数の者が利用する公共的な空間は原則禁煙であるべきとし、全面禁煙が極めて困難な場合等は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた対策を進めることとしている。</p> <p>労働安全衛生法では、快適な職場環境の形成を努力義務としている。</p> <p>労働政策審議会建議(H22.12.22)では、一般の事務所、工場等は全面禁煙や空間分煙（喫煙所以外の場所を禁煙）の義務付けが適当とし、飲食店、ホテル・旅館等は全面禁煙や空間分煙の義務付けが適当だが、困難な場合は、当分の間、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減するとしている。</p> <p>兵庫県条例においても、飲食店、宿泊施設等は分煙を認めている。</p> <p>約2割の喫煙者が存在している（H22 県内成人喫煙率 男性 30.8%、女性 8.3%〔H22 年度県民健康栄養調査〕）。</p>	

	禁煙にすべき	分煙を認めるべき
<p>これまでの検討会・部会における委員の意見</p> <p>第1回合同会議 第2回部会 第2回検討会 第3回部会合同会議</p>	<p>健康寿命日本一を目指すならば、全面禁煙にするくらいの強い意志を持たないと達成できない。</p> <p>第2種施設も、従業員の命を守るという観点から、禁煙に向かうということもあるのではないか。</p> <p>県民の健康への悪影響の防止という観点から、分煙は解決策にならない。</p> <p>受動喫煙による他者危害があることは科学的に明らかなので、禁煙にすべき。</p> <p>健康寿命日本一を目指すのであれば、禁煙を目指すことをポリシーとして持ってほしい。</p> <p>県民のコンセンサスを得るには時間が足りないが、方向性としては完全禁煙が最終地点。</p>	<p>喫煙者が一定程度いる事実や、お店の経済的影響といった部分への配慮も考えなければいけない。</p> <p>3年間順調に推移し、ようやく軌道に乗ってきたと思うので、内容については現在のまを希望する。</p> <p>喫煙者にも分煙や禁煙の理解が高まってきたのではないか。このまま共存していこうという意識が芽生えている。</p> <p>受忍限度論を前提に制度設計されているので、一切ゼロでなければいけないという発想では進まない。</p> <p>分煙で大きな成果を得たので、今後も認め、少しずつ精度を上げるべき。</p> <p>国が変わらない中、本県だけ先行して進めるのは不公平感が出るのではないか。</p> <p>禁煙条例から受動喫煙防止条例に変わり、県民の理解が進んだ。</p> <p>景気回復の実感が乏しい状況も踏まえ、少しずつ着実に進める方法を大事にすべき。</p> <p>第2種施設も6割が禁煙で条例の趣旨が理解されていることを配慮しながら、現実的に考えることも必要。</p>
<p>前回までのまとめ</p>	<p><禁煙にすべき></p> <p>受動喫煙による県民の健康影響については科学的に明らかであり、受動喫煙防止対策の徹底を図るうえで、第2種施設も「禁煙」とすべきである。</p> <p><分煙を認めるべき></p> <p>事業者の経済的影響や喫煙する利用者に配慮して導入した「分煙」により、広く第2種施設の事業者に本条例が受け入れられ、受動喫煙防止の取り組みが進んできた。今後の条例が掲げる対策の着実な推進に向け、引き続き、第2種施設の「分煙」を認めるべきである。</p>	

項目	2 特例第2種施設（第21条関係）
現行の内容	パチンコ店やマージャン店等の風俗営業施設、事業の用に供する床面積から食品の調理の用に供する施設又は設備に係る部分を除いた部分の床面積の合計が100㎡以下の小規模飲食店、事業の用に供する床面積の合計が700㎡以下の小規模ホテル、旅館等については、禁煙・分煙の措置や表示等、条例の規制を努力義務としている。
条例制定時の県の考え方	これらの施設は、次の点から特例措置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> パチンコ店やマージャン店等の風俗営業施設は、風営法上の構造及び設備の技術上の基準を満たす必要があり、厳しい経済状況とあわせ、分煙への対応が困難な場合が想定される。利用者に喫煙者が多いという実態があり、また、喫煙が許容されている場所という社会的風潮もあることから、県の指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えられる。 小規模飲食店は、施設の構造やレイアウトの自由度が低いという関係上、分煙の措置を講ずることには難しい面があると考えられるほか、利用者に喫煙者が多いという実態があり、特に、喫煙者である固定客を中心とした小規模な飲食店では、禁煙とした場合の経済的影響は大きいと思料される。 小規模ホテル、旅館等は、利用者が喫煙に関し、滞在期間中、長時間の受忍を強いられることとなるので、禁煙又は分煙の措置が、利用者の選択（利用の意思決定）に与える影響を勘案し、経済的影響に配慮する必要がある。 <p style="text-align: right;">〔解説 39、40 ページ〕</p>
関連する県の取組み 〔詳細は前回参考資料2参照〕	県民への条例の周知、健康影響についての普及啓発〔1ページ〕 イベント・キャンペーンによる普及啓発、広報媒体による普及啓発、民間との連携による普及啓発（条例協力店） 事業者への条例の周知・徹底〔3ページ〕 条例対象施設への戸別訪問、通報への対応、事業者向け説明会 事業者支援〔4ページ〕 分煙技術アドバイザーの派遣、分煙技術相談会の開催、融資・利子補給制度

論点	「特例」適用について <ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、「特例」は廃止すべきか。 事業者の経済的影響や物理的状況、喫煙する利用者に配慮し、引き続き「特例」を認めるべきか。
県民意識調査・施設調査の結果	<p>県民や施設管理者の期待 特例第2種施設にも規制を義務付けるべきとする県民 14.2%、特2施設 4.7%。〔前回資料2-18〕 【参考】 特例第2種施設を条例の対象から外すべきとする県民 2.4%、特2施設 9.3%。〔前回資料2-19〕</p> <p>現状 特例第2種施設における対策状況、県民の受動喫煙の遭遇機会 何らかの受動喫煙防止対策を講じている特例第2種施設 47.7%（禁煙 23.3%、分煙 4.3%、時間分煙等 20.1%）。〔前回資料2-7〕 県民が飲食店(特2施設)で受動喫煙に「あった」69.2%、「あわなかった」30.8%。〔前回資料2-6〕 県民が宿泊施設(特2施設)で受動喫煙に「あった」40.8%、「あわなかった」59.2%。〔前回資料2-6〕</p> <p>県民の印象・行動 お店の数、利用回数、表示を見かける回数 禁煙や分煙のお店が「増えた」とする県民 73.0%。〔前回資料2-9〕 禁煙や分煙のお店の「利用回数が増えた」とする県民 38.1%、「変わらない」44.2%、「わからない」10.1%。〔前回資料2-11〕</p> <p>施設管理者の印象 利用客の来店、反応 特例第2種施設において、<u>たばこを吸わない利用客の来店が「増えた」</u>16.9%、「変わらない」53.8%、「わからない」19.9%。〔前回資料2-12〕 特例第2種施設において、<u>たばこを吸わない利用客の反応が「良い」又は「どちらかというが良い」</u>60.1%。〔前回資料2-14〕 特例第2種施設において、<u>たばこを吸う利用客の来店が「減った」</u>30.6%、「変わらない」47.5%、「わからない」15.9%。〔前回資料2-13〕 特例第2種施設において、<u>たばこを吸う利用客の反応が「良くない」又は「どちらかという良くない」</u>40.9%。〔前回資料2-15〕</p> <p>施設管理者の懸念 対策に取り組む上での課題 特例第2種施設において、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は、<u>利用客や売上の減少 53.0%、スペースや構造 52.3%、費用 38.7%、利用客とのトラブル増加 23.7%、なし 12.7%の順。</u>〔前回資料2-16〕</p>

	特例は廃止すべき	特例を認めるべき
<p>参考人・事業者団体等の意見</p> <p>参考人の意見 事業者団体等の意見</p>	<p>総ての飲食店を禁煙か分煙にすべき。〔官公庁施設(41)〕</p> <p>受動喫煙防止に対して、例外を作ることなくすべての施設に適用してほしい。〔禁煙推進(71)〕</p>	<p>特例第2種施設でも対策の進展がみられる。</p> <p>特例第2種施設は、改正しないよう要望。〔飲食・遊興店(57)〕</p> <p>飲食店の100㎡以下という平米数は変えないでいただきたい。〔健康プラン21推進会議(75)〕</p>
<p>社会情勢等</p>	<p>健康増進法では、多数の者が利用する施設について、受動喫煙防止対策を努力義務としている。</p> <p>厚労省健康局長通知(H22.2.25)では、多数の者が利用する公共的な空間は原則禁煙であるべきとし、全面禁煙が極めて困難な場合等は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた対策を進めることとしている。</p> <p>労働安全衛生法では、快適な職場環境の形成を努力義務としている。</p> <p>労働政策審議会建議(H22.12.22)では、一般の事務所、工場等は全面禁煙や空間分煙(喫煙所以外の場所を禁煙)の義務付けが適当とし、飲食店、ホテル・旅館等は全面禁煙や空間分煙の義務付けが適当だが、困難な場合は、当分の間、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減するとしている。</p> <p>兵庫県条例においても、風俗営業施設、小規模飲食店、小規模宿泊施設は努力義務としている。</p> <p>約2割の喫煙者が存在している(H22 県内成人喫煙率 男性 30.8%、女性 8.3% H22 年度県民健康栄養調査)。</p>	

	特例は廃止すべき	特例を認めるべき
<p>これまでの検討会・部会における委員の意見 第1回合同会議 第2回部会 第2回検討会 第3回部会合同会議</p>	<p>健康寿命日本一を目指すならば、全面禁煙にするくらいの強い意志を持たないと達成できない。</p> <p>時間分煙はやめてほしい。分煙していることにならない。</p> <p>健康寿命日本一を目指すのであれば、禁煙を目指すことをポリシーとして持ってほしい。</p> <p>県民のコンセンサスを得るには時間が足りないが、方向性としては完全禁煙が最終地点。</p>	<p>小さな施設は、分煙設備を作る資金がなく、スペースもない。これ以上、今の条例を厳しくするのは、勘弁いただきたい。生活がかかっていることも考慮してほしい。</p> <p>(特例第2種施設の)これまでの努力を買っていただきたい。</p> <p>これ以上の規制強化は、小さな店は潰れるということなので、断固反対。</p> <p>業界を信じて、引き続き特例を認めてほしい。</p> <p>小規模店舗は物理的に難しいということは配慮すべき。</p>
	<p>大規模なパチンコ店から小規模な施設まで全て一緒というのは、違和感がある。</p>	
<p>前回までのまとめ</p>	<p><特例は廃止すべき></p> <p>受動喫煙による県民の健康影響の防止を徹底するため、「特例」は廃止し、すべての公共的施設を規制の対象とすべきである。</p> <p><特例を認めるべき></p> <p>特例第2種施設の事業者による自主的な取組みが進む中、小規模店舗における喫煙所や分煙設備の設置が経済的、物理的に困難なことに對して、引き続き、配慮が必要である。</p>	

項目	3 表示（第15条関係）
現行の内容	<p>施設管理者に施行規則で定める「禁煙」「分煙」等の表示を義務づけている。</p> <p>特例第2種施設については、条例に規定する措置を講じない場合には、表示についても、条例の措置に準ずる措置を講ずるよう努めることとしている。（第21条第1項ただし書き）</p>
条例制定時の県の考え方	<p>施設の利用者が、自らの意思で受動喫煙を避けることができるよう、その選択に資するため、施設管理者に禁煙又は分煙等の表示を義務づけている。〔解説28ページ〕</p> <p>【参考】</p> <p>表示義務違反は、罰則対象であり、不利益処分を課すことになるため、表示の様式を定める必要があることから、施行規則（第5条）で規定している。</p> <p>表示義務がある施設において、規則で定める表示に加えて、独自の表示を行うことは妨げていない。</p> <p>条例施行の際、現に規則に準ずる表示がされていた場合は、施行後も当分の間、規則に定める表示とみなしている（規則附則第2項）。〔解説29ページ〕</p> <p>本条例の目的の一つは、禁煙又は分煙の措置を推進し、喫煙禁止区域の拡大を図ることで、受動喫煙を避けたいと思っている県民が受動喫煙を避けることができる環境を整備することである。〔解説2ページ〕</p>
関連する県の取組み 〔詳細は前回参考資料2参照〕	<p>県民への条例の周知、健康影響についての普及啓発〔1ページ〕</p> <p>イベント・キャンペーンによる普及啓発、広報媒体による普及啓発、民間との連携による普及啓発</p> <p>事業者への条例の周知・徹底〔3ページ〕</p> <p>条例対象施設への戸別訪問、通報への対応、事業者向け説明会</p>

論点	<p>表示義務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の施設選択に資するため、喫煙可能表示を条例で規定すべきか。 ・ 施設のイメージにあった表示ができるようにするため、独自デザインの表示を条例で認めるべきか。 ・ 事業者の自主的な取組みに期待し、表示は施設の判断に任せるべきか。 	
県民意識調査・施設調査の結果	<p><県民や施設管理者の期待></p> <p>全ての施設に禁煙や分煙などの表示を義務付けるべきとする県民 14.5%、施設(特2施設除く)7.3%、特2施設3.1%。〔前回資料2-18〕</p> <p>施設のイメージにあった独自の表示を認めるべきとする施設(特2施設除く)1.8%、特2施設2.8%。〔前回資料2-19〕</p> <p>表示は施設の判断に任せるべきとする県民 1.8%、施設(特2施設除く)2.2%、特2施設5.9%。〔前回資料2-19〕</p> <p><県民の印象> 禁煙や分煙の表示を見かける回数</p> <p>禁煙や分煙の表示が「増えた」とする県民 65.1%。〔前回資料2-10〕</p> <p><表示の有効性> 条例の認知媒体</p> <p>県民が条例を認知した媒体は、テレビ・ラジオ 50.0%、新聞 44.9%、表示 34.7%、県のたより 27.0%、市町村広報紙 25.3%〔前回資料2-5〕</p>	
参考人・事業者団体等の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙可能表示を規定すべき ・ 独自のデザインを認めるべき ・ 施設の判断に任せるべき <p>喫煙可能表示を規定すべき</p> <p>表示は自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境整備を達成するために有用な手段なので、喫煙可能表示を含めた店頭表示の普及、啓発を検討してほしい。</p> <p>総ての飲食店を禁煙か分煙にするのが不可能な場合も、禁煙・分煙・喫煙の表示を徹底させるなど見直しを期待。〔官公庁施設(41)〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙可能表示を規定すべきでない ・ 独自のデザインを認めるべきでない ・ 施設の判断に任せるべきでない
参考人の意見 事業者団体等の意見	<p>喫煙店、禁煙店は、利用者が選択出来ることであり、事業者が喫煙、禁煙、分煙を明確に表示することで良いのではないか。〔飲食・遊興店(60)〕</p> <p>「喫煙の店」と明記するなどして、望まない人は出入りしないなどの対策に止めることも必要。〔健康プラン21 推進会議(79)〕</p>	

	<p>県内各地で特例第2種施設についても店頭表示の取組みが進んでいる。</p> <p>兵庫県条例でも「禁煙」「分煙」表示を義務付け、加えて、小規模飲食店や小規模宿泊施設にも喫煙可能表示を義務付けているが、表示義務違反は罰則の対象外である。また、規則で表示の標準様式が定められているが、文字のみや他の図柄を使用することも妨げていない。</p> <p>京都府では、行政と民間が連携して表示の推進に取り組んでいる。</p> <p>本県では、「医療のグランドデザイン」及び「神奈川県がん対策推進計画」に「たばこ対策の推進」を位置付け、卒煙(禁煙)サポート、未成年者の喫煙防止対策、受動喫煙防止対策を3つの柱にして取組みを推進しており、「がん対策推進計画」では、成人喫煙率の低下や受動喫煙の遭遇機会の減少を目標に掲げている。〔前回参考資料2、3〕</p>
社会情勢等	

<p>これまでの 検討会・部会に おける 委員の意見 第1回合同会議 第2回部会 第2回検討会 第 3回部会合同会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙可能表示を規定すべき ・ 独自のデザインを認めるべき ・ 施設の判断に任せるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙可能表示を規定すべきでない ・ 独自のデザインを認めるべきでない ・ 施設の判断に任せるべきでない
	<p><独自のデザインを認めるべき> 県のデザインはセンスがないと感じる人がいるだろうから、必須条件を決めて、それ以外は設計者のセンスに任せるのがよいが、わかりにくくなるとかポイントは外しては困る。</p>	<p><喫煙可能表示を規定すべきでない> 喫煙可能表示は、条例の趣旨に反し、喫煙可の固定化につながる。</p> <p><施設の判断に任すべきでない> 業界の自主的な取組みもあるが、厳密に取り扱えば、県民への条例の周知の大きな力になるので、表示の徹底をするべき。 県民にとって表示がある方がいいので、表示は進める方向で取り組んでほしい。</p>
	<p><喫煙可能表示・独自のデザインに関して> 条例上の表示を行った上での独自の工夫は禁止されていないことが、業界や県民に十分伝わっていないので、周知に努力しなければならない。</p>	
<p>前回までの まとめ</p>	<p><喫煙可能表示は規定すべきでない> 喫煙可能表示は、条例の趣旨に反し、喫煙可の固定化につながるため、規定すべきでない。 本条例では、現行の表示を行った上で、喫煙可能表示を行うことは禁止していない。</p> <p><独自デザインを認めるべき> わかりにくいものやポイントを外したものでは困るが、必須条件を決めて、それ以外は設計者のセンスに任せるのがよい。</p> <p><独自デザインは認めるべきでない> 本条例では、現行の表示を行った上で、独自にデザインした表示を行うことまでは禁止していない。</p> <p><施設の判断に任せるべきでない> 表示は、条例周知や県民の施設選択にも有効なことから、引き続き、義務付けるべきである。</p>	

項目	4 罰則（第23条関係）
現行の内容	喫煙禁止区域で喫煙した個人や条例に定める義務に違反した施設管理者に過料を科すことを定めている（個人：2万円以下、施設管理者：5万円以下）。
条例制定時の県の考え方	<p>条例による規制の実効性を確保するため、罰則を設けている。</p> <p>喫煙そのものは合法であり、反社会性の度合いも条例違反により行政上の行政上の秩序に障害を与える程度のものであり、過料としている。</p> <p>条例第6条第2項では、「県は、県民及び事業者の自主的な受動喫煙の防止に関する取組を促進するため、情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。」と規定しており、条例の施行にあたっては、取締りそのものが目的ではなく、施設管理者が条例の趣旨・内容を理解し、自主的に受動喫煙の防止に取り組むことを促進するため、戸別訪問を実施している。</p> <p>【参考】 条例施行後、個人、施設管理者ともに罰則を適用した事例はない。</p>
関連する県の取組み 〔詳細は前回参考資料2参照〕	<p>県民への条例の周知、健康影響についての普及啓発〔1ページ〕 イベント・キャンペーンによる普及啓発、広報媒体による普及啓発、民間との連携による普及啓発</p> <p>事業者への条例の周知・徹底〔3ページ〕 条例対象施設への戸別訪問、通報への対応、事業者向け説明会</p>

論点	<p>罰則規定について</p> <ul style="list-style-type: none"> より規制の実効性を確保するため、罰則を強化すべきか。 施行状況を鑑み、罰則を弱体化又は廃止すべきか。 									
県民意識調査・施設調査の結果	<p><県民や施設管理者の期待> 罰則を強化すべきとする県民 14.5%、施設(特2施設除く)6.4%、特2施設 3.5%。〔前回資料2-18〕 罰則を弱体化・廃止すべきとする県民 0.9%、施設(特2施設除く)1.2%、特2施設 3.8%。〔前回資料2-19〕</p> <p><現状> 条例に対応している第1種施設 83.3%、第2種施設(特2施設除く)67.0%。〔前回資料2-7〕</p> <p><条例の有効性> 施設が受動喫煙防止対策に取り組む理由 条例などにより規制されていることを理由に受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設(特2施設除く)39.2%。〔前回資料2-8〕</p> <p>【参考】 個人に対する罰則があることを認識している県民 22.6%。〔前回資料2-4〕 施設に対する罰則があることを認識している県民 15.2%、施設(特2施設除く)30.3%。〔前回資料2-4〕</p>									
参考人・事業者団体等の意見	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>罰則の強化</th> <th>罰則の弱体化・廃止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参考人の意見</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業者団体等の意見</td> <td colspan="2"> 現行の罰則の継続 少なくとも罰則の強化はすべきでない(自由な経済競争まで損なうべきではない)。〔健康プラン21推進会議(79)〕 </td> </tr> </tbody> </table>		罰則の強化	罰則の弱体化・廃止	参考人の意見	-	-	事業者団体等の意見	現行の罰則の継続 少なくとも罰則の強化はすべきでない(自由な経済競争まで損なうべきではない)。〔健康プラン21推進会議(79)〕	
	罰則の強化	罰則の弱体化・廃止								
参考人の意見	-	-								
事業者団体等の意見	現行の罰則の継続 少なくとも罰則の強化はすべきでない(自由な経済競争まで損なうべきではない)。〔健康プラン21推進会議(79)〕									
社会情勢等	健康増進法や労働安全衛生法では、依然、罰則は規定されていない。兵庫県条例においても罰則が規定されている。									

これまでの検討会・部会における委員の意見 第1回合同会議 第2回部会 第2回検討会 第3回部会合同会議	罰則の強化	罰則の弱体化・廃止
	<p>-</p> <p>現行の罰則の継続 罰則については、強める必要はない。 (現行で)抑止力になっているので、強化や廃止することはない。 罰則があることで、事業者も禁煙や分煙の取組みをしやすい。</p>	
前回までのまとめ	<p>現行の罰則の継続 現行の罰則の内容は適当であり、規制の実効性の確保に寄与していることから、引き続き、現行の内容でよい。</p>	

項目	5 条例の対象施設（第2条関係）
現行の内容	不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境（居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び喫煙所を除く）を有する施設（＝公共的施設）を対象としており、 <u>屋外（施設の敷地、路上等）や職場（専用事務室）、住居は対象外</u> となっている。
条例制定時の県の考え方	<p>科学的な知見によって受動喫煙の健康リスクが証明されている環境、言い換えれば、<u>たばこの煙が十分に拡散されないため曝露量が多くなる環境に対して規制を施そうとするものであるから、規制対象を「室内又はこれに準ずる環境」に限定している。</u>〔解説7ページ〕</p> <p>屋外のうち、路上における喫煙対策については、安全確保や環境美化などの観点から各市町村において地域の実情に応じた取組みが進められており、今後も市町村で取組みを進めていただくことが望ましい。〔参考資料4、5〕</p> <p>専用事務室を除くこととしたのは、専用事務室は、労働安全衛生法により、事業者に対して、快適な職場環境の実現を通じて職場における労働者の安全と健康を確保する旨の努力義務が課され、事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針が公表され、さらに、職場における喫煙対策のガイドラインが示され、こうした枠組みに沿って、<u>既に労働者の意見を反映した喫煙対策の取組が進められていることから、本条例が競合的に適用されることによって、混乱が生ずることを回避する必要があったことによる。</u>〔解説6ページ〕</p> <p>プライベートな空間は法的な規制になじまない。</p> <p>【参考】条例適用施設数（H18 事業所・企業調査より推計）</p> <p>第1種施設 約103,000施設</p> <p>第2種施設 約113,000施設（うち特例第2種施設 33,000施設）</p> <p>条例による規制が義務付けられている施設は、約183,000施設</p>
関連する県の取組み 〔詳細は前回参考資料2参照〕	<p>県民への条例の周知、健康影響についての普及啓発〔1ページ〕</p> <p>イベント・キャンペーンによる普及啓発、広報媒体による普及啓発、広域連携による普及啓発、民間との連携による普及啓発</p> <p>事業者への条例の周知・徹底〔3ページ〕</p> <p>条例対象施設への戸別訪問、通報への対応、事業者向け説明会</p> <p>卒煙(禁煙)サポート〔5ページ〕</p> <p>地域における卒煙(禁煙)支援(禁煙相談等)、卒煙(禁煙)しやすい環境づくり(卒煙塾、かながわ卒煙サポートネットワーク)、卒煙支援担当者の人材育成</p> <p>未成年者の喫煙防止対策〔7ページ〕</p> <p>妊産婦の喫煙防止及び乳幼児の受動喫煙防止に関する普及啓発</p> <p>その他</p> <p>廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例、青少年喫煙飲酒防止条例、海水浴場等に関する条例</p>

論点	<p>条例の対象施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、たばこの煙が拡散される「屋外」も対象とすべきか。 国が労働安全衛生の観点で取組みを進めているが、受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、「職場」も対象とすべきか。 	
県民意識調査・施設調査の結果	<p><県民や施設管理者の期待></p> <p>屋外を規制の対象とすべきとする県民 15.9%、施設(特2施設除く)5.5%、特2施設2.5%。〔前回資料2-18〕</p> <p>【参考】</p> <p>屋外を規制対象とすべきとする県民の割合は地域差が大きい(横浜18.0%、西湘8.3%)。</p> <p>職場を規制の対象とすべきとする県民 8.9%、施設(特2施設除く)4.3%、特2施設1.8%。〔前回資料2-18〕</p>	
参考人・事業者団体等の意見	<p>屋外や職場を対象にすべき</p> <p>屋外 道路や公園等で受動喫煙の害を受けることがある。屋外の施設の対策も検討いただきたい。</p> <p>全面的に公共の場(道路含む)での禁煙を決定してほしい。〔教育施設(12)〕</p> <p>公園や歩行者の多い道路等を禁煙としてほしい。〔医療施設(20)〕</p> <p>条例の適応範囲の拡大(商店や駅周辺、共同住宅のベランダを含む共用部分)。〔官公庁施設(39,40)〕</p> <p>職場 働く人の対策も検討いただきたい。法律に条例が先行してよい。</p>	<p>屋外や職場を対象にすべきではない</p>
参考人の意見 事業者団体等の意見	<p>参考人の意見 事業者団体等の意見</p>	
社会情勢等	<p>県内市町村では様々なたばこ対策に取り組んでおり、ポイ捨て禁止を含めて、たばこに関する条例は27市町で施行され、うち15市町では路上での喫煙を規制する条例が施行されている(罰則付き:9市町)。〔前回参考資料4、5〕</p> <p>兵庫県条例では、小中学校や動物園、公園等について、屋外(敷地内)も対象としている。</p> <p>厚労省健康局長通知(H22.2.25)では、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要としている。</p> <p>職場の受動喫煙防止対策を義務化する労働安全衛生法改正案は廃案となった(H24.11)。</p> <p>職場の受動喫煙防止対策については、労働政策審議会の労働安全衛生分科会で再度検討されている。</p> <p>受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所は、平成19年の75.5%から平成24年は81.8%に増加している〔厚生労働省 労働者健康状況調査〕。</p>	

	屋外や職場を対象にすべき	屋外や職場を対象にすべきではない
<p>これまでの 検討会・部会に おける 委員の意見 第1回合同会議 第2回部会 第2回検討会 第 3回部会合同会議</p>	<p><屋外> 施設利用の際に敷地内で受動喫煙にあうことを防止するためには、条例で枠を定めた方がよい。</p> <p>職場 職場での喫煙を禁止しないと、働く人にいい環境を作るのは難しいのではないか。 若い人達を守るために職場の禁煙を実現してほしい。</p>	<p><屋外> 県の公園や施設は別にして、屋外の喫煙の規制は難しい。 屋外での喫煙を受動喫煙というだけで縛るのは難しい。子ども達への危険性や街の美化など、別に必要な縛りを掛けていくべき。</p> <p>職場 喫煙しながら仕事をしたのは昔の話である。(対象を職場に)広げていくのはいかなものか。 休憩時間の喫煙により、未成年者が喫煙するようになることがあるかもしれないが、教育をしっかりとやればよいのではないか。 職場環境をどうするかは労使の話し合いが大前提なので、条例ではなく、それに委ねてよい。</p>
	<p><屋外> 禁煙が進み、屋外での喫煙が多くなっている。子ども達への影響も考慮しないとイケない。 喫煙環境の整備という観点を入れないと、規制だけでは解決できない。 すべて屋外は駄目では、喫煙する場所がなくなり喫煙者が困る。ただし、子どもの利用が想定される空間には配慮があるといい。 コンビニの入口直近の灰皿の設置については、屋内に準ずるものと扱えないので、議論の対象にし得るのではないか。</p>	
<p>前回までの まとめ</p>	<p><屋外を対象にすべき> 施設利用の際に施設の敷地内での受動喫煙を防止するため、屋外であっても、施設利用者の動線上は規制した方がよい。 すべて屋外は禁止では喫煙者が困るが、子どもが利用する場所は配慮があってよい。</p> <p><屋外は対象にすべきでない> 屋外での喫煙を受動喫煙防止のみで縛るのは困難であり、必要があれば、子ども達への危険性や街の美化などで縛りを掛けていくべき。</p> <p><職場を対象にすべき> 働く人のため、職場の禁煙が必要である。</p> <p><職場は対象にすべきでない> 快適な職場環境づくりは、労使の話し合いや職場教育を通じて形成していくものである。</p>	

項目	6 未成年者の保護（第4条、第13条関係）
現行の内容	未成年者の受動喫煙を防止するため、保護者が果たすべき責務を明らかにしている。 施設管理者及び保護者に対して、未成年者を喫煙区域や喫煙所に立ち入らせないよう義務を課している。ただし、業務に従事する未成年者を立ち入らせる場合には適用しないこととしている。
条例制定時の県の考え方	条例の目的である、未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護することを達成するための手段として、喫煙環境への未成年者の立ち入りを制限するため、施設管理者及び保護者にそのための義務を課している。〔解説25ページ〕 業務に従事する未成年者を除くのは、公共的施設における公共的空間で業務に従事する者にとってみれば職場であり、そこには、労働安全衛生法に基づく快適な職場づくりの努力義務が事業者に課されており、こうした職場における受動喫煙の健康リスクから未成年者の従業員を保護することは、規制することによって未成年者の雇用に対して影響が生じる可能性もあることを踏まえ、労働安全衛生の観点からの取組みに委ねることが適当である。〔解説26ページ〕 なお、こうした未成年従業者等が業務に従事するに当たっては、第4条（保護者の責務）及び第5条（事業者の責務）の規定によって、その保護者及び雇用主には、できるだけ配慮が求められている。〔解説26ページ〕
関連する県の取組み 〔詳細は前回参考資料2参照〕	県民への条例の周知、健康影響の普及啓発〔1ページ〕 イベント・キャンペーンによる普及啓発、広報媒体による普及啓発、広域連携による普及啓発、民間との連携による普及啓発 事業者への条例の周知・徹底〔3ページ〕 条例対象施設への戸別訪問、通報への対応、事業者向け説明会 卒煙(禁煙)サポート〔5ページ〕 地域における卒煙(禁煙)支援(禁煙相談等)、卒煙(禁煙)しやすい環境づくり(卒煙塾、かながわ卒煙サポートネットワーク)、卒煙支援担当者の人材育成 未成年者の喫煙防止対策〔7ページ〕 喫煙防止教育、喫煙防止に関する普及啓発、喫煙防止教育担当者の人材育成 その他 廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例、青少年喫煙飲酒防止条例、海水浴場等に関する条例

論点	未成年者の喫煙区域等への立ち入り制限の例外規定について ・ 未成年者の保護をより徹底するため、業務に従事する未成年者の適用除外を廃止すべきか。 ・ 未成年者の雇用に対する影響に配慮し、引き続き、業務に従事する未成年者は適用除外とすべきか。	
県民意識調査・施設調査の結果	-	
参考人・事業者団体等の意見 参考人の意見 事業者団体等の意見	適用除外を廃止すべき	適用除外すべき
	業務に従事する未成年者を受動喫煙の害から守る観点で除外されているので検討いただきたい。	-
社会情勢等	職場の受動喫煙防止対策を義務化する労働安全衛生法改正案は廃案となった(H24.11)。 職場の受動喫煙防止対策については、労働政策審議会の労働安全衛生分科会で再度検討されている。 受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所は、平成19年の75.5%から平成24年は81.8%に増加〔厚生労働省 労働者健康状況調査〕。 県内完全失業率は近年4%台で推移する中、15~24歳の完全失業率は6.6%(H24年平均)。	

	適用除外を廃止すべき	適用除外すべき
<p>これまでの 検討会・部会に おける 委員の意見 第1回合同会議 第2回部会 第2回検討会 第 3回部会合同会議</p>	<p>未成年者の受動喫煙防止は大変重要なので、より未成年者がたばこの煙に曝露しないよう、未成年者の立場という視点をもって検討いただきたい。</p>	<p>小規模飲食店では、自分の子どもが働き、（親の）技術を伝承している。 職場環境をどうするかは労使の話し合いが大前提なので、条例ではなく、それに委ねてよい。</p>
	<p>条例の中身を触るところまではいかないと思うが、受動喫煙防止が未成年者全体に広がるとよい。</p>	
<p>前回までの まとめ</p>	<p><適用除外を廃止すべき> 未成年者の受動喫煙防止は大変重要であるから、業務に従事する未成年者の適用除外を廃止すべきである。</p> <p><適用除外すべき> 未成年者への対応を含め、快適な職場環境づくりは、労使の話し合いで形成していくものである。また、小規模店舗における雇用実態に配慮すべきである。</p>	

項目	7 その他 (1) 受動喫煙の定義(第2条関係)
現行の内容	<p>「受動喫煙」について、「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ(喫煙用に供し得る状態に製造されたものに限る。)をいう。以下同じ。)の煙を吸わされることをいう。」と定義している。</p> <p>「たばこの煙を吸わされること」していることから、<u>かみたばこやかぎたばこ、電子たばこについては、対象外としている。</u></p> <p>【参考】たばこ事業法 第2条第3号 3 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。</p>
条例制定時の 県の考え方	<p>本条例の直接の目的は、受動喫煙を避けることができる環境の整備と、未成年者を受動喫煙から保護することの2つだが、ここにいう受動喫煙とは、<u>非喫煙者の意に反する受動喫煙(不随意喫煙)であり、喫煙者の受動喫煙や、たばこの煙にさらされることを合意した非喫煙者の受動喫煙ではない。</u>〔解説2ページ〕</p> <p>環境の整備とは、受動喫煙を避けたいと思っている県民が、たばこの煙のない環境を選択できるようにするため、禁煙又は分煙の措置を推進し、喫煙禁止区域の拡大を図ることである。このため、受動喫煙を避けるか否かについては、結局のところ、本人の意思に委ねられることとなるので、喫煙区域で飲食することを選択した非喫煙者についてまで、本条例によって保護するものではない。〔解説2ページ〕</p> <p>健康増進法第25条に規定する「受動喫煙」の意義も、「他人のたばこの煙を吸わされること」であり、本条例における受動喫煙の意義と、「意に反する」あるいは「不随意の」という意味合いが含まれている点において同じである。〔解説2ページ〕</p> <p>本条例は、科学的な知見に基づき、受動喫煙のリスクを排除しようとするものである。〔解説5ページ〕</p> <p><u>かみたばこやかぎたばこは、使用しても煙を発生しないので、条例の目的である、受動喫煙を防止するための環境整備(=環境中たばこ煙の排除)に照らし、その使用を制限する必要がない。</u>〔解説5ページ〕</p> <p>【参考】かみたばこ： 処理した葉たばこに甘味料や香料を加えて加工したたばこを頬に含んだり、噛むことにより使用するもの かぎたばこ： 鼻腔内に乾燥嗅ぎたばこを塗りつけ、又は吸い込み、若しくは口腔内で頬の内側と歯肉の間に湿性嗅ぎたばこを入れて使用するもの</p> <p>いわゆる電子たばこも製造たばこには該当しない。〔解説5ページ(H22.4.1改訂)〕</p>
関連する 県の取組み 〔詳細は前回参考 資料2参照〕	<p>県民への条例の周知、健康影響についての普及啓発〔1ページ〕 イベント・キャンペーンによる普及啓発、広報媒体による普及啓発、広域連携による普及啓発、民間との連携による普及啓発 事業者への条例の周知・徹底〔3ページ〕 条例対象施設への戸別訪問、事業者向け説明会 その他 青少年喫煙飲酒防止条例</p>

論点	<p>「受動喫煙」の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙による全ての県民の健康影響を防止するため、喫煙者やたばこの煙にさらされることに合意した非喫煙者の受動喫煙を含めるべきか。 無煙たばこそのものや、使用者の呼気から発生する有害物質が県民の健康に影響をもたらす可能性があるため、無煙たばこによる受動喫煙を含めるべきか。 	
県民意識調査・ 施設調査の結果	-	
参考人・事業者 団体等の意見 参考人の意見 事業者団体等の 意見	定義を変えるべき	定義を変える必要はない
	-	-
社会情勢等	<p>健康増進法や兵庫県条例でも、「受動喫煙」は「他人のたばこの煙を吸わされること」と規定されている。</p> <p>無煙たばこの使用は、幼少児の誤飲を含めた健康影響が懸念されることが厚生労働省のホームページで情報提供されているが、受動喫煙の影響に関する情報は掲載されていない。</p> <p>無煙たばこに関する使用者への健康影響及び未成年者の使用防止の徹底に係る周知について、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長から各都道府県衛生主管部局長等あてに通知が発出された(「無煙たばこ・スヌースの健康影響について」H25.10.28)。</p> <p>日本学術会議により「無煙タバコ製品(スヌースを含む)による健康被害を阻止するための緊急提言」(H25.8.30)が発表され、無煙たばこや使用者の呼気から発生する有害物質も含むよう、「受動喫煙」や「煙」を再定義することが提言されている。</p> <p>厚生労働省の「たばこの健康影響評価専門委員会」は、無煙たばこ「スヌース」を同委員会の検討対象として扱うことを決めた。(H25.10.7)</p>	

	定義を変えるべき	定義を変える必要はない
<p>これまでの 検討会・部会に おける 委員の意見</p> <p>第1回合同会議 第2回部会 第2回検討会 第 3回部会合同会議</p>	<p>喫煙者等の受動喫煙 喫煙者であるかどうか、自分の 意思で避けられるかどうかなど 関係なく、たばこの煙から保護さ れるよう、受動喫煙の解釈を広げ るべきではないか。</p> <p>無煙たばこの受動喫煙 無煙たばこといった新しい製品 も出てきているので、定義の見直 しや解説の追加もしなければなら ないのではないか。</p>	<p>喫煙者等の受動喫煙 本人が自己責任でやっていること に関しては、この条例の視野の外と いうことになるのではないか。</p> <p>喫煙者やたばこの煙に合意した 非喫煙者の受動喫煙を含めた場合 は全面禁煙しかないなくなる。 (全面禁煙では条例の)意味合 いが変わるので、(定義は)変え ない方がよい。</p> <p>無煙たばこの受動喫煙 無煙たばこは全く対象にならな いのではないか。</p>
<p>前回までの まとめ</p>	<p><定義を変えるべき> 喫煙者であるかどうかや自分の意思で避けられるかどうかに関係なく、健 康リスクがあると考えられるものは、積極的に条例の対象とすべきである。</p> <p><定義を変える必要はない> 喫煙者やたばこの煙にさらされることに合意した非喫煙者の受動喫煙は自 己の責任で行っていることであるから、本条例の対象にすべきでない。 煙の出ないたばこの受動喫煙について、県民の理解を得ることは難しいと 考えられることから、無煙たばこは本条例の対象にすべきでない。</p>	

項目	7 その他 (2) 分煙基準 (第11条、施行規則第4条関係)
現行の内容	施設管理者に対して、喫煙所や喫煙区域から喫煙禁止区域にたばこの煙が流れないように、仕切り、排気設備、空気の流れ(仕切りに開口部分がある場合)を設けるよう定めている。 〔前回参考資料7 分煙ポイントガイド〕
条例制定時の県の考え方	たばこの煙は環境中に拡散することから、喫煙禁止区域を設け、そこでの喫煙を禁止しても、それだけでは、たばこの煙のない環境を実現することはできないことから、隣接する区域のすべてからのたばこの煙の流入も防止しなければならない。〔解説20ページ〕 具体的な措置については、施行規則第4条で規定。 ・ 仕切りにドアや扉があっても、出入りのとき以外、常時閉めて使っている場合には、たばこの煙が外に流れ出ないため、開口部分とはみなさない。また、仕切りのドアに設けられた「がらり」やアンダーカットなど、喫煙区域または喫煙所の換気のために設けられた給気口についても、開口部分とはみなさない。〔解説21ページ〕 ・ 空気清浄機は、たばこの煙に含まれる有毒なガス状成分を除去できないため、ここでいう排気設備には当たらない。〔解説21ページ〕 ・ 規則に定める措置以外でも、厚生労働省が定めた分煙効果判定基準により、たばこの煙の流出防止効果が検証されれば、分煙基準を満たすことになる。〔解説22ページ〕 前回参考資料7参照
関連する県の取組み 〔詳細は前回参考資料2参照〕	事業者への条例の周知・徹底〔3ページ〕 条例対象施設への戸別訪問、通報への対応、事業者向け説明会 事業者支援〔4ページ〕 分煙技術アドバイザーの派遣、分煙技術相談会の開催、融資・利子補給制度

論点	分煙基準について ・ 受動喫煙による県民の健康影響を完全に防止することができる基準とするよう、分煙基準を見直すべきか。 ・ 現行の国が示した基準に基づいたものであるため、引き続き、現在の分煙基準とするか。	
県民意識調査・施設調査の結果	-	
参考人・事業者団体等の意見	分煙基準の見直しが必要	分煙基準の見直しは必要ない
参考人の意見 事業者団体等の意見	厚生労働省の基準では、扉等で隔られているときでも開閉時に煙の漏れがないよう気流が必要。本条例においてもこれに準じた措置が必要。〔禁煙推進(70)〕	民間事業者は、売上の減少と設備投資の増加の双方が重くのしかかっているのが現状。
社会情勢等	H14年6月に厚生労働省の分煙効果判定基準策定検討会により、「新しい分煙効果判定の基準」が示されているが、その後新たな基準は示されていない。 たばこ規制枠組み条約第8条のガイドラインは、技術工学的なアプローチでは、たばこの煙にさらされることから保護することができないとしている。 現在のところ、ガス状物質まで完全に除去できる技術は開発されていない。 日本学術会議の「無煙タバコ製品(スヌースを含む)による健康被害を阻止するための緊急提言」(H25.8.30)では、「分煙は喫煙可能区域からの煙の漏洩があるだけでなく、その区域で働かざるを得ない従業員が受動喫煙を余儀なくされるため、既存の分煙効果判定基準を撤廃し、全面禁煙を進める」ことが提言されている。	

これまでの検討会・部会における委員の意見 第1回合同会議 第2回部会 第2回検討会 第3回部会合同会議	分煙基準の見直しが必要	分煙基準の見直しは必要ない
	10年以上前の国の基準、さらに遡ると1970年代の考え方がこの条例に関連しているので、県のデータを活用するなどして、簡便で実行可能なものに見直しをいただきたい。 (禁煙にすれば設備費用は不要だが)現行の分煙基準を満たす設備が高価で設置できないということで、(条例対応の)足かせになっているのではないかと。 基準が満たされているかどうかは、条例の運用の問題である。	国の基準が変わらぬ中、本県だけ変えるのは慎重でなければならない。国の基準を踏まえて整理すべき。
前回までのまとめ	<分煙基準の見直しが必要> 県のデータを活用するなどして、より簡便で実行可能な分煙基準となるよう見直した方がよい。 <分煙基準の見直しは必要ない> 分煙基準の変更は慎重でなければならず、国の基準を踏まえて整理することとし、引き続き、現行の分煙基準でよい。	

見直し検討全体に係る意見

《第1回検討会・部会合同会議》

新しい文化をこの仕組みで作り上げていくといった、先進性を持って見直しの議論をすべき。

がんによる死亡を予防できる可能性が高いので、後戻りしないで、少しずつでも進めてほしい。

実績が上がっていると思うので、後退することなく、前に進む形になればよい。

《第2回部会》

3年でそんなに変わるものでないというのであれば、現状を維持しながら、もう少し様子を見るという選択肢もある。

《第2回検討会・第3回部会合同会議》

現状維持としながら、過不足のところをしっかりと手当てすることが前提である。

先進的な取り組みをしている分、県民の合意形成が大事である。

将来的には、最終到達地点として完全禁煙という方向性だと思うが、今回の見直しで、その方向性で条例を改正するには、県民のコンセンサスを得るに至っていないと思う。

現状維持という意見が非常に多いと感じているが、施行内容をチェックし、現状の対応を精緻化するため、達成度を高めるためといった、意味のある現状維持ということは何らかの形で出してほしい。

この条例が将来も生かされるメルクマールが東京オリンピックだと思う。それまでに世界に誇れるような環境を整備するというのもメッセージとしてあると思う。

この条例の中で、たばこ対策全体を論じるのはある程度限界があるが、今回の議論ではみ出た部分をどうやって手当てしていくかということもまとめていくと、次の施策に生きるのではないか。

その他の意見

第1回合同会議 第2回部会 第2回検討会・第3回部会合同会議

条例の普及啓発に関する意見

3年間で（条例の）趣旨が普及したと思うが、まだ十分な理解を得られていないような気がする。

県民の3人に1人が（条例を）知らないという立場で普及啓発をやっていけないといけない。

啓発により条例の質を上げていくことをしてほしい。

きめ細かいリスク提供が足りなかったと思う。

県民の6割が認知しているような県条例は他にはない。

受動喫煙を生じさせる行為が悪いということが認知されていけばよい。それを条例が取り締まっていることまで認知されている必要があるかどうかは別の話である。

本県の制度を知っていただくため、表示のことも含め、広報をちゃんとやっていかなければいけない。

むやみやたらとPRするのではなく、旅行業界などに対して全国に周知いただくようなことをやっていくべき。

海外や県外の方が本県のポリシーや具体的な施設の状況を知ることができるよう、テキストやキャンペーンではなく、ホームページ、動画などの媒体を使った広報を強化していただきたい。

たばこ対策全般に関する意見

健康のためにたばこをやめたいという人に対して、どんな環境が用意できるかということも議論すべき。

がんと密接な関係があるので、食生活、食習慣、生活習慣を通じて、禁煙を進めていかなければならない。

次の段階の喫煙者を少なくしていくことも考えていくべき。

喫煙者のマナー向上のための普及啓発をお願いしたい。